

独立行政法人日本貿易保険の中期目標期間終了時における
組織・業務全般の見直しに関する当初案

平成 19 年 9 月 21 日
経 済 産 業 省

I. 現状に関する基本認識

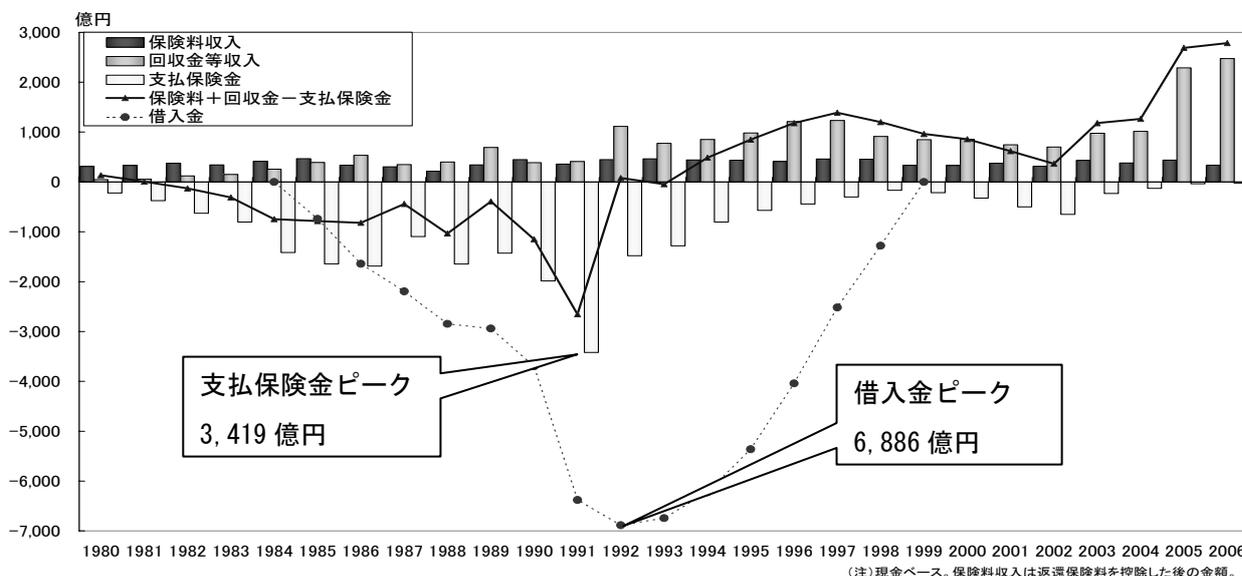
1. 日本貿易保険（NEXI）の目的、特徴

【日本貿易保険の目的】

独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）は、我が国企業の輸出・投資における国際競争力や我が国経済の健全な発展に必要な資源の確保に資するため、外国貿易や海外投資等の対外取引において生じる通常の保険では救済することができないリスクのカバーを効率的かつ効果的に行うことを目的として（貿易保険法第5条）、平成13年4月に、経済産業省本省から貿易保険の実施部門を分離して、独立行政法人として発足したものである。

【貿易保険の特徴】

貿易保険は、民間の保険では通常担いきれない戦争、為替取引の制限、大型案件といったリスクをカバーする一方で、その債権回収は、当該リスクの性格上、主にパリクラブ等の政府間交渉の場を通じて長期間にわたるという性格を有している。このため、過去の収支の推移からも窺われるように、支払保険金と保険料・回収金については、長期間での収支相償が前提となるが、その間の制度の維持には国の信用力と国の交渉力が不可欠であるため、民間事業者が行う営利を目的とした通常の保険事業とは本質的に事業構造を異にするものである。



主なこれまでの保険金支払実績

○中南米の累積債務問題	(83年～93年)	約3,500億円)
○湾岸戦争の影響	(91年)	約3,400億円)
○旧ソ連崩壊	(92年～01年)	約2,000億円超)
○アジア危機	(01年～04年)	約500億円)

【現行の枠組み】

現在の枠組は、NEXIが、リスク度合いのみならず、政策的意義（国益）を勘案しながら、貿易保険の専門機関として、貿易保険の引受、審査、債権回収等の業務を運営することにより、その専門性を高めるとともに、サービスの向上を図っているものである。

また、貿易保険のリスクは極めて大きいため、国の信用力による再保険制度を通じて必要最小限の出資によって効率的に保険制度を運営する一方、再保険てん補率の制度を設けてNEXIが一部のリスクを負担することにより、事業運営がモラルハザードによって非効率化することを防いでいる。

2. これまでのNEXIの取組実績

NEXIは、第一期中期目標期間（平成13年4月～17年3月）においては、国の通商政策と連携しつつ、高度かつ専門的なリスクの分析・管理、サービスの中味の向上と事務手続の迅速化、業務運営の効率化等に努めてきた。

第二期中期目標期間（平成17年4月～21年3月）においては、国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化や民間保険会社による参入の円滑化を図るとともに、顧客ニーズの一層の多様化・複雑化や、民間参入を通じたサービス拡大・多様化への期待を踏まえつつ、引き続き、顧客のニーズの把握、サービスの向上や商品性の改善、業務運営の効率化、財務内容の改善に努めることとしている。

【国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化】

平成18年度までに、まず、国の重要政策分野への業務の戦略的な重点化については、①資源エネルギーの安定供給確保の観点から、カントリー・リスクの高い資源国等の引受方針の見直し（平成18年8月）や、海外事業資金貸付保険の商品性を見直しによる新保険（資源エネルギー総合保険）の創設（平成19年4月）とカザフスタンのウラン案件等の資源案件の引受^(注)、②アジアとの経済連携の強化の観点から、アジアにおける現地通貨建債券市場の育成のためのアジアボンドへの保険の付保や、日系企業の輸出拡大にも資する東南アジアの貿易保険機関との再保険協定の締結、③中小企業の国際展開の支援の観点から、中小企業輸出代金保険の創設と引受拡大、④グ

ローバルな環境問題への意識の高まりに対応し、公的信用供与機関としての社会的責任を果たすための、環境社会配慮ガイドラインによる審査の徹底、環境配慮型プロジェクトの組成の促進等を推進しているところである。

(注) 本年4月、甘利経済産業大臣が率いる官民ミッションによるカザフスタン往訪時に、NEXIとカザフスタン国営原子力公社との間で、同公社に対する引受枠の設定に関する協定を締結し、同協定の下、ウラン鉱山開発プロジェクトに関し付保を行った。

2014年以降、同鉱山からは年間5,000トンのウランが生産される予定であり、そのうち、本邦企業が2,000トンの引取権を有する。これは、現在の我が国の年間ウラン需要の約20%に相当する。

【民間保険会社による参入の円滑化】

次に、民間保険会社による参入の円滑化については、平成17年4月以降本格的に参入が行われたことを受けて、NEXIとしても、民間保険会社への委託販売の拡充を行うとともに、平成19年4月には輸出組合等の包括保険について付保選択制を導入することにより、民間参入の環境整備に取り組んでいる。

【サービスの向上や商品性の改善】

サービスの向上や商品性の改善については、保険の申請や査定に関する業務処理期間について個々に数値目標を掲げることにより、業務の迅速化に努めるとともに、バイヤー格付や国別与信管理に関する新モデルの導入等リスク分析・評価の高度化に取り組んでいるところである。また、ホームページやパンフレットを通じた広報・普及活動により透明性を高めつつ、顧客ニーズを反映した商品性の見直し（資源エネルギー総合保険の創設や組合包括保険の付保選択制の導入）に取り組んでいるところである。

【業務運営の効率化】

業務運営の効率化については、業務費の削減目標（4年間で10%を上回る削減）、人員削減（3年間で3%以上の削減）を前倒しで進めるとともに、給与体系の見直しや職員の能力向上のための専門知識の研修の拡充、新情報システムの導入によるサービスの向上に取り組んでいるところである。

【財務内容の改善】

財務内容の改善については、昨今の世界的な経済環境の改善を受け、過去からのリスケ債権について期限前回収を進めたこと、信用事故に係る債権回収についても民間サービス会社の活用等により中期計画における目標を上回る回収実績を上げていることから、近年、過去最高水準の回収を達成しており、資産の流動性の向上、財政基盤の一層の充実を実現している。その結果として、過去、多額の保険事故が発生した

際に、一般会計より財政基盤の強化のために貿易再保険特別会計に繰り入れた資金について、平成19年度より4年間で完済する予定である。

3. 貿易保険を巡る最近の状況

【貿易保険に対する政策的なニーズ】

貿易保険に対する政策的なニーズについては、資源の確保を巡る世界的な競争の激化を受け、官民ミッションの派遣等のトップセールスによる、資源エネルギーの安定供給確保のためのプロジェクトの支援が活発に行われる中、重要な政策ツールとして機能することが期待されている。また、開発途上国からも、我が国からの必要物資の輸入に不可欠な短期保険の拡充や、経済発展の基盤となるインフラの整備等に対する各種保険の引受けへの要請が数多く寄せられているところである。

この他、アジア諸国との経済連携の強化が進む中、我が国からの貿易・投資に加え、現地日系企業が第三国と行う取引についての保険ニーズが拡大しているため、アジア諸国の貿易保険制度の構築に対し、我が国が知的支援や再保険協力を行うことへも期待が寄せられている。

さらに、今後は、我が国の環境・省エネ技術の普及、航空機、原子力発電所等の新たな産業分野の海外市場への開拓について、貿易保険が戦略的な政策ツールとして貢献することが期待されている。

【民間保険会社による参入の現状】

貿易保険への民間保険会社による参入の現状については、平成17年度がNEXIの年間保険料収入（455億円）の1%超、平成18年度がNEXIの年間保険料収入（356億円程度）の5%超と拡大傾向にあるが、総量としては依然として低い水準に止まっている。民間保険会社から提供されている保険の内容については、傾向としては、期間については1年以内の短期が中心であり、地域についてはリスクの高い国に対するオフカバー等の制約がみられる。

なお、平成18年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）」において、今後の我が国政府の対応について、「民間事業者の参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることを通じて、貿易再保険特別会計において経理される事務及び事業の見直しを行うものとし、関連する制度の改正について平成20年度末までを目途に検討する」ものとされている。

【海外の貿易保険の状況】

海外の貿易保険の状況については、主要先進国はいずれも自国の輸出競争力確保の観点から、従来より政府の責任において貿易保険制度を運営してきており、OECD

等の場において引受等のルールについて国際的なガイドラインが設けられている。また、近年は、東南アジア諸国等の開発途上国においても自国の経済の成長を受けて、貿易保険制度の構築が進められており、NEXIに対しても協力が要請されているところである。先進国の貿易保険制度の制度設計については、民間企業による国内取引信用保険が発達してきた欧州では、90年代後半以降、欧州の市場統合の進展に伴って、欧州域内や先進国向けの一定の取引分野については国による貿易保険の対象から外されているが、米国、カナダ、韓国などその他の国では、民間企業と国による貿易保険が共存している状況にある。

Ⅱ. 日本貿易保険の組織・業務の見直しの方向

1. 基本的な考え方

我が国からの輸出・投資促進、資源の確保、アジアとの経済連携の強化、中小企業の国際展開支援、環境技術の普及、航空機・原子力発電所等の新分野開拓など、貿易保険に期待された政策的役割は幅広い。国際的にも、他の先進諸国でも国の関与の下、貿易保険制度が運営されており、我が国としても引き続き貿易保険制度を運営していく必要があるが、その際には、以下に掲げるとおり、国の政策を反映した業務の更なる重点化、民間参入の促進とその結果を踏まえた制度の見直し、一層の効率化を図ると共に更なるサービスの向上を図る必要がある。

2. 国の政策を反映した業務の更なる重点化

貿易保険に対し幅広い政策からのニーズが寄せられている。当期の中期計画に掲げられた重点・戦略分野（①資源の確保、②アジアとの経済連携の強化、③中小企業支援、④環境・省エネ分野等）に加え、現在、我が国の新たな産業分野の海外市場の開拓（航空機、原子力発電所等）についても政策的貢献が求められている。

資源の確保については、既に資源エネルギー総合保険の創設などにより必要な制度的手当は進んだものと思われるが、今後は、具体的な案件の組成に当たって、海外事務所等も活用しつつ、これまで以上に積極的な営業に努めるなど、制度の運用面での改善が求められる。

環境・省エネ分野については、環境社会配慮ガイドラインの遵守等環境面への配慮を図ることは当然のこと、それに止まらず、CDM案件を含めた環境・省エネプロジェクトの組成を貿易保険が積極的に支援し、環境調和型社会の形成に貢献することが期待される。

また、外交ツールとしてのODAの活用に関心が寄せられる中で、開発途上国支援

においてODAによる公共インフラの整備とその後の事業活動が有機的に行われるように、貿易保険がODAと連携して一定の役割を担うことが期待されている。

さらに、再保険協定の締結等による海外の輸出信用機関同士のネットワークの拡大・強化が一層求められる。

3. 民間参入の促進とその結果を踏まえた制度の見直し

民間参入については、政策的意義（国益）を勘案する必要性が比較的小さく、かつ、仕向国のカントリーリスクが低く、輸出代金の決済期間が短いなどの理由により、通常の保険によるカバーの余地がある分野については、事業参入が可能であると思われるが、現時点では、質・量のいずれの面をとっても、こうした分野においても、民間によるサービスが十分かつ安定的に提供されると言い難い状況である。

このため、貿易保険事業については、今後も民間の参入が可能な分野において、販売委託などによりその参入の一層の促進を図るとともに、平成19年度の参入状況やユーザーの声を十分踏まえながら、平成20年度末を目途に具体的な制度の改正を検討することとする。

4. 業務運営の一層の効率化

(1) 業務の委託契約関係の見直し

NEXIでは、一定の必要性に基づき、これまでいくつかの業務について随意契約による外部への委託を行ってきた。しかしながら、業務運営の効率性について、これまで以上に客観的な説明責任を果たすことが求められる中、委託業務全体について抜本的な整理を行うこととし、委託する場合には、原則として一般競争入札により行うこととする。

(2) 業務費の効率化、給与体系の見直し

業務費（人件費を含む）の効率化については、現行中期目標等において10%を上回る削減目標を掲げている。次期中期目標においては、政府の方針も踏まえつつ目標設定を行い、保険料等の事業規模に対する業務費の割合を抑制するよう努める。

役職員の給与については、これまで専門性の向上の観点から、しかるべき給与水準の下で、人材市場から金融機関などの優れた人材を確保してきたところである。加えて、優秀な人材を確保しつつ総人件費の上昇を抑制する観点から、定期昇給の見直し等の取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、行革推進法において、総人件費の削減が求められていること等を踏まえ、平成22年度までに17年度比5%の人員削減を行うとともに、給与体系の見直しを検討する。

(3) その他

NEXIは、発足当初から大阪と名古屋に支店を有していたが、平成16年4月に業務の効率化等を図る観点から、名古屋支店を閉鎖し、支店の整理合理化を実施してきた。

しかし、西日本には電気電子部品の製造業などの分野で数多くの中小企業があることから、貿易保険の政策的目的の一つである中小企業に対するサービスの質を上げる観点から、大阪にサービス提供の拠点があることは重要である。

このため、大阪支店は引き続き存続させ、その業務について、特に中小企業向けのサービスの提供についての成果が客観的に評価できるよう情報の開示を行うこととする。

また、外部委託の活用については、既に債権回収における民間サービスの活用などが図られているところであるが、更なる業務の効率化のため、一層の外部委託の活用を図ることとする。

情報システムについては、既に新システムへの移行が行われたところ、事務手続のオンライン化等のサービスの向上に努めることとする。

5. サービスの向上、財務基盤の強化等

(1) サービスの向上

NEXIの業務運営については、その「お客様中心主義」の理念が着実に反映されてきており、国が貿易保険の実務を自ら行っていた時点と比較し、格段の改善が見られるため、引き続き、当該理念を徹底し、顧客ニーズを踏まえた一層のサービスの向上に努めることとする。

また、これまで、資源エネルギー総合保険の創設など中長期保険について商品性の改善が図られてきたところであるが、今後、短期保険についても申込手続の簡素化等の商品性の改善が行われる予定である。

審査等の業務処理の期間について具体的な目標設定を行ったことは、ユーザーの信頼性を高める上で高く評価されるため、次期中期計画においても、諸手続の合理化に努めるとともに、具体的な目標を示してサービスの向上に努めることとする。

(2) 財政基盤の強化

財政基盤については、近年の金融環境の改善を受けて、保険事故の発生が減少している一方で、債権の前倒し償還等により回収が進んだことから、自己資本の充実、財務基盤の維持・強化が図られてきたところである。

他方で、貿易保険の業務の性格上、今後いつ大きな保険事故が発生するかについ

ては全く予想が困難であることから、将来の巨額の保険金支払に備えて、健全な財務運営を行っていくことが必要である。

また、貿易保険では、過去、財政基盤の強化のために一般会計より貿易再保険特会に繰り入れた資金について、平成19年度より4年間で返済することとしており、返済が着実にされるためにも財務運営が健全に行われることが求められる。

このため、NEXIとしては、引き続き、保険事故発生防止、債権の確実な回収が図られるよう努めるとともに、リスク分析体制や財務分析体制の強化とその前提となる知識ノウハウの蓄積を図ることが必要である。

また、保険料率についても、貿易保険は長期的な収支相償の観点から運営されていることに留意しつつ、経済環境の変化や財務状況等も勘案し、適正な料率設定を行うよう努めることとする。

(3) 情報開示の充実、内部統制の強化

NEXIでは貿易保険全体の情報を提供する観点から、NEXI自身の財務報告に加え、貿易保険事業全体の収支等の情報についても、事業報告書やホームページ等を通じて情報開示を行ってきているところである。今後とも、情報開示の充実、迅速化に努めることとする。

NEXIは、これまでもコンプライアンス委員会を設けるなど内部統制の強化に取り組んできたところであるが、今後とも、財務報告の適正性や法令遵守を徹底するために、適切な内部統制の強化を図ることとする。